

介護報酬の引き下げ反対に関する意見書

政府は、本年4月改定の介護報酬を2.27%引き下げる一方、全産業労働者の平均月収より約10万円も低い介護職員への処遇改善加算は上乘せするとしている。

深刻な介護職員の人材不足が社会問題となる中、政府は、これまで福祉人材確保指針を改定し、介護職員の処遇改善のための施策を実施してきた。しかし、依然として介護職員全体の底上げにはつながっていないのが実情である。

こうした状況にあって、介護報酬を引き下げれば、労働条件の悪化と深刻な人手不足を加速させることが懸念される。特別養護老人ホームの入所待機者は全国で52万人を超え、介護現場からの離職は毎年約10万人に上っている。介護の危機が深刻な状況となっているときに、介護報酬の引き下げを実施すべきではない。

今行うべきことは、介護保険の国庫負担割合を引き上げ、国民・利用者の負担を抑えながら、介護サービスを拡充すること、介護報酬の引き上げなどにより、介護事業所の経営を安定させるとともに介護職員の処遇改善を確実に行うことである。介護を初めとする社会保障の充実は、さまざまな調査でも国民が要望する事項の上位に位置している。

よって、国においては、介護報酬の引き下げを行わないよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様

衆議院議長 町 村 信 孝 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様